

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月30日
【発行者の名称】	ジェイレックス・コーポレーション株式会社 (J-REX Corporation Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 春田 英樹
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	(03) 3345-6012 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 鈴木 政保
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ジェイレックス・コーポレーション株式会社 https://www.j-rex.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	<p>1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。</p> <p>2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。</p> <p>3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。</p> <p>4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。</p>

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	2023年12月	2024年12月	2025年12月	2024年6月	2025年6月
売上高 (千円)	10,185,623	8,161,427	13,034,337	17,103,113	18,529,738
経常利益 (千円)	2,099,630	1,382,575	3,077,105	1,965,452	2,084,072
中間(当期)純利益 (千円)	1,322,461	902,466	1,916,391	1,212,202	1,317,678
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	895,880	895,880	895,880	895,880	895,880
発行済株式総数 (株)	3,490,500	3,490,500	3,490,500	3,490,500	3,490,500
純資産額 (千円)	11,577,650	12,247,763	14,455,666	11,467,391	12,662,975
総資産額 (千円)	26,205,042	35,271,276	36,659,061	31,152,087	33,620,461
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	411.60	280.88	596.45	377.28	410.11
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	38.00	38.50
自己資本比率 (%)	44.2	34.7	39.4	36.8	37.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△615,346	△3,042,504	1,723,376	△6,628,548	376,734
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△346,850	388,075	△40,574	△65,238	114,173
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	857,834	3,292,125	289,841	6,275,898	904,140
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,881,421	2,205,594	4,935,588	1,567,897	2,962,945
従業員数 (人)	41	43	43	42	42

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
不動産開発事業	22
不動産関連サービス事業	11
全社（共通）	10
合計	43

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

(注2) 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、米国の通商政策や中国経済の減速、地政学リスク等に伴う為替レートの影響、物価高・賃金上昇・金利上昇の継続など、外部環境の不透明感が続いておりますが、雇用・所得環境の改善等により個人消費は全体として底堅く、国内の消費市場は緩やかな回復基調で推移しております。

当社が属する不動産業界においては、引き続き国内外からの投資需要が高水準を保っております。不動産サービスの米ジョーンズラングラサール（JLL）がまとめた2025年1～6月の日本市場における不動産投資額は、前年同期比22%増の3兆1,932億円となり、世界の都市別でも東京が首位となりました。引き続き日本の不動産に投資資金が集まっております。

このような事業環境の中、当社はオリジナルマンションブランドである「レオーネ」シリーズの販売が好調に推移しております。当中間会計期間の売上高は13,034,337千円（前年同期比59.7%増加）、営業利益は3,026,737千円（同144.2%増加）、経常利益は3,077,105千円（同122.6%増加）、中間純利益は1,916,391千円（同112.4%増加）となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。

① 不動産開発事業

不動産開発事業は、自社開発物件の開発・企画・販売の拡大に努めた結果、売上高12,021,466千円（前年同期比62.6%増加）、セグメント利益3,395,685千円（同151.3%増加）となりました。

② 不動産関連サービス事業

不動産関連サービス事業は、収益物件の取得等により、売上高1,012,870千円（前年同期比31.7%増加）、セグメント利益601,191千円（同70.9%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は4,935,588千円（前事業年度末比1,972,643千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は1,723,376千円（前年同期は3,042,504千円の使用）となりました。主な増加要因は税引前中間純利益3,077,105千円、主な減少要因は棚卸資産の増加額1,008,926千円、法人税等の支払額538,286千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は40,574千円（前年同期は388,075千円の獲得）となりました。主な減少要因は定期預金の預入による支出277,400千円、主な増加要因は定期預金の払戻による収入244,000千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は289,841千円（前年同期は3,292,125千円の獲得）となりました。増加要因は長期借入れによる収入5,225,000千円、短期借入金の純増加額63,686千円、減少要因は長期借入金の返済による支出4,875,143千円、配当金の支払額123,700千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
不動産開発事業 (千円)	12,021,466	162.6
不動産関連サービス事業 (千円)	1,012,870	131.7
合計 (千円)	13,034,337	159.7

(注1) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
大成有楽不動産販売㈱ (注2)	2,038,000	25.0	—	—
坤禾商事㈱ (注2)	1,059,000	13.0	—	—
㈱西武不動産 (注3)	—	—	3,500,000	26.9

(注2) 当中間会計期間は割合が10%未満のため、記載を省略しております。

(注3) 前中間会計期間は割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年5月29日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該

事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

- ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合。

- ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のa からg までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは（株）東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を（株）東京証券取引所に通知しな

ければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は34,809,598千円となり、前事業年度末と比べ3,072,036千円増加しました。主な変動要因は、販売用不動産の増加7,243,605千円、現金及び預金の増加2,159,288千円、仕掛販売用不動産の減少6,234,709千円等であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は1,849,462千円となり、前事業年度末と比べ33,435千円減少しました。主な変動要因は、長期性預金の減少153,023千円、繰延税金資産の増加115,381千円等であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は10,939,655千円となり、前事業年度末と比べ2,261,222千円減少しました。主な変動要因は、1年内返済予定の長期借入金の減少3,151,407千円、未払法人税等の増加760,794千円、短期借入金の増加63,686千円等であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は11,263,739千円となり、前事業年度末と比べ3,507,131千円増加しました。主な変動要因は、長期借入金の増加3,501,263千円等であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は14,455,666千円となり、前事業年度末と比べ1,792,690千円増加しました。その変動要因は、中間純利益1,916,391千円の計上による利益剰余金の増加、剰余金の配当による利益剰余金の減少123,700千円であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,950,000	10,459,500	3,490,500	3,490,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	13,950,000	10,459,500	3,490,500	3,490,500	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	—	3,490,500	—	895,880	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
SFマネジメント(株)	東京都豊島区高田一丁目6番19号	2,677,500	83.33
春田 英樹	東京都豊島区	525,000	16.34
鈴木 政保	東京都新宿区	7,500	0.23
近藤 祐	東京都世田谷区	1,500	0.05
大谷 昇	東京都八王子市	1,400	0.04
中央パシフィック住宅販売(株)	東京都中野区本町一丁目14番10号	100	0.00
計	—	3,213,000	100.00

(注1) 株式総数に対する所有株式数の割合は、当社所有の自己株式277,500株を除いて記載しております。

(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 277,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,213,000	32,130	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,490,500	—	—
総株主の議決権	—	32,130	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ジェイレックス・コ ーポレーション(株)	東京都新宿区西新 宿一丁目23番7号	277,500	—	277,500	8.0
計	—	277,500	—	277,500	8.0

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2025年7月から12月においては売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間財務諸表について、Mooreみらい監査法人により期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,984,727	6,144,016
売掛金	53,533	47,235
販売用不動産	1,606,513	8,850,118
仕掛販売用不動産	25,587,972	19,353,262
前渡金	372,496	350,650
前払費用	40,075	27,981
その他	92,242	36,332
流動資産合計	31,737,562	34,809,598
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	80,418	78,104
土地	119,676	119,676
その他（純額）	1,952	1,365
有形固定資産合計	202,048	199,145
無形固定資産		
ソフトウェア	385	319
無形固定資産合計	385	319
投資その他の資産		
関係会社株式	175,000	175,000
出資金	6,200	7,200
繰延税金資産	1,124,824	1,240,205
長期性預金	211,523	58,500
その他	162,917	169,092
投資その他の資産合計	1,680,465	1,649,997
固定資産合計	1,882,898	1,849,462
資産合計	33,620,461	36,659,061

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,147	25,684
短期借入金	※ 6,411,746	※ 6,475,432
1年内返済予定の長期借入金	5,214,382	2,062,975
未払法人税等	563,667	1,324,461
未払消費税等	—	32,056
前受金	23,200	2,180
前受収益	20,464	15,858
預り金	746,425	746,370
賞与引当金	27,273	—
その他	166,571	254,636
流動負債合計	13,200,878	10,939,655
固定負債		
長期借入金	※ 7,485,361	※ 10,986,624
退職給付引当金	2,097	2,262
役員退職慰労引当金	82,053	84,278
預り敷金保証金	187,096	190,574
固定負債合計	7,756,607	11,263,739
負債合計	20,957,485	22,203,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	895,880	895,880
利益剰余金		
利益準備金	94,571	106,941
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,140,677	13,920,998
利益剰余金合計	12,235,248	14,027,939
自己株式	△468,153	△468,153
株主資本合計	12,662,975	14,455,666
純資産合計	12,662,975	14,455,666
負債純資産合計	33,620,461	36,659,061

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	8,161,427	13,034,337
売上原価	5,948,913	8,585,050
売上総利益	2,212,514	4,449,287
販売費及び一般管理費	※ 973,084	※ 1,422,550
営業利益	1,239,429	3,026,737
営業外収益		
受取利息	617	1,698
受取配当金	53	53
還付消費税等	233,370	326,033
保険解約返戻金	121,746	—
その他	39,729	610
営業外収益合計	395,516	328,395
営業外費用		
支払利息	194,616	193,183
社債利息	36	—
支払手数料	57,718	84,844
営業外費用合計	252,371	278,027
経常利益	1,382,575	3,077,105
特別利益		
固定資産売却益	254	—
特別利益合計	254	—
特別損失		
固定資産売却損	341	—
特別損失合計	341	—
税引前中間純利益	1,382,488	3,077,105
法人税、住民税及び事業税	418,717	1,276,094
法人税等調整額	61,304	△115,381
法人税等合計	480,022	1,160,713
中間純利益	902,466	1,916,391

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	895,880	82,361	10,957,302	11,039,664	△468,153	11,467,391	11,467,391
当中間期変動額							
剰余金の配当		12,209	△134,303	△122,094		△122,094	△122,094
中間純利益			902,466	902,466		902,466	902,466
当中間期変動額合計	—	12,209	768,162	780,372	—	780,372	780,372
当中間期末残高	895,880	94,571	11,725,465	11,820,036	△468,153	12,247,763	12,247,763

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	895,880	94,571	12,140,677	12,235,248	△468,153	12,662,975	12,662,975
当中間期変動額							
剰余金の配当		12,370	△136,070	△123,700		△123,700	△123,700
中間純利益			1,916,391	1,916,391		1,916,391	1,916,391
当中間期変動額合計	—	12,370	1,780,320	1,792,690	—	1,792,690	1,792,690
当中間期末残高	895,880	106,941	13,920,998	14,027,939	△468,153	14,455,666	14,455,666

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	1,382,488	3,077,105
減価償却費	3,854	2,968
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△26,556	△27,273
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	290	165
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,690	2,225
受取利息及び受取配当金	△670	△1,751
保険解約返戻金	△121,746	—
固定資産売却損益 (△は益)	87	—
支払利息及び社債利息	194,652	193,183
支払手数料	57,718	84,844
売上債権の増減額 (△は増加)	△22,504	6,298
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,737,798	△1,008,926
前渡金の増減額 (△は増加)	△1,166,613	21,846
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,763	△1,462
その他	△176,358	97,042
小計	△2,606,703	2,446,264
利息及び配当金の受取額	670	1,529
利息の支払額	△198,724	△186,131
保険解約返戻金の受取額	121,746	—
法人税等の支払額	△359,493	△538,286
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,042,504	1,723,376
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	422,010	244,000
定期預金の預入による支出	△50,004	△277,400
有形固定資産の売却による収入	2,924	—
保険積立金の解約による収入	24,846	—
保険積立金の積立による支出	△11,701	△6,174
その他	—	△1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	388,075	△40,574
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,963,996	63,686
長期借入れによる収入	3,300,000	5,225,000
長期借入金の返済による支出	△1,951,870	△4,875,143
社債の償還による支出	△20,000	—
配当金の支払額	—	△123,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,292,125	289,841
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	637,696	1,972,643
現金及び現金同等物の期首残高	1,567,897	2,962,945
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,205,594	※ 4,935,588

【注記事項】

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「構築物（純額）」、「車両運搬具（純額）」及び「工具、器具及び備品（純額）」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「その他（純額）」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「構築物（純額）」0千円、「車両運搬具（純額）」1,246千円、及び「工具、器具及び備品（純額）」706千円は、「その他（純額）」1,952千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、北陸銀行及び紀陽銀行との間に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,865,000千円	2,073,000千円
借入金実行残高	1,870,000	1,110,000
差引額	995,000	963,000

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
広告宣伝費	175,185千円	150,934千円
販売手数料	204,661	189,249
租税公課	229,066	723,504
減価償却費	3,854	2,968
賞与引当金繰入額	△1,970	△2,610
役員退職慰労引当金繰入額	2,690	2,225
退職給付費用	290	165

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	3,134,941千円	6,144,016千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△929,347	△1,208,427
現金及び現金同等物	2,205,594	4,935,588

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月5日 取締役会	普通株式	122,094	38.0	2024年6月30日	2024年9月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月26日 取締役会	普通株式	123,700	38.5	2025年6月30日	2025年9月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間財務諸表 計上額 (注2)
	不動産開発 事業	不動産関連 サービス事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	7,392,300	216,149	7,608,449	—	7,608,449
その他の収益(注3)	—	552,978	552,978	—	552,978
外部顧客への売上高	7,392,300	769,127	8,161,427	—	8,161,427
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,392,300	769,127	8,161,427	—	8,161,427
セグメント利益	1,351,056	351,735	1,702,791	△463,361	1,239,429
セグメント資産	30,606,108	235,593	30,841,701	4,429,574	35,271,276
その他の項目					
減価償却費	259	1,410	1,669	2,184	3,854
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	—	—	—

(注1) 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額△463,361千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額4,429,574千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額2,184千円は、管理部門の資産に係るものであります。

(注2) セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注3) その他の収益は、「リース会計に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入等であります。

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間財務諸表 計上額 (注2)
	不動産開発 事業	不動産関連 サービス事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	12,021,466	220,483	12,241,950	—	12,241,950
その他の収益(注3)	—	792,387	792,387	—	792,387
外部顧客への売上高	12,021,466	1,012,870	13,034,337	—	13,034,337
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	12,021,466	1,012,870	13,034,337	—	13,034,337
セグメント利益	3,395,685	601,191	3,996,876	△970,139	3,026,737
セグメント資産	28,658,441	121,891	28,780,332	7,878,729	36,659,061
その他の項目					
減価償却費	259	1,375	1,634	1,333	2,968
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	—	111	111

(注1) 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額△970,139千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額7,878,729千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金等）及び管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額1,333千円は、管理部門の資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額111千円は、管理部門の設備投資額であります。
- (注2) セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。
- (注3) その他の収益は、「リース会計に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入等であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益	280円88銭	596円45銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	902,466	1,916,391
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	902,466	1,916,391
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,213,000	3,213,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.j-rex.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月27日

ジェイレックス・コーポレーション株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高 砂 晋 平

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 梅 澤 慶 介

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイレックス・コーポレーション株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第24期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイレックス・コーポレーション株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで低減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。